

青森県報

第二千八百六十三号

平成十九年
十一月二十八日
(水曜日)

規 則

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百一号

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

青森県職場適応訓練委託規則(昭和三十八年十一月青森県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第十二条」を「第二十条」に改め、同条第六号中「第一条第一項第七号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改める。

第九条第一項第三号中「第十二条」を「第二十条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第百二号

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

青森県職業訓練手当支給規則(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「第十二条」を「第二十条」に改め、同項第六号中「第一条第一項第七号イ(1)」を「第一条の四第一項第七号イ(1)」に改め、同項第九号中「第一条第一項第七号イ(4)」を「第一条の四第一項第七号イ(4)」に改め、同条第二項中「第

目 次

青森県職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則	一
青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則	一
公 告	一

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	二
右 同	二
右 同	二
右 同	二
右 同	三
右 同	三
地籍調査の成果の認証	四
建設業者の許可の取消し	四

出先機関	四
土地改良区の役員の就任	五
土地改良事業施行協議の適当の決定	五
右 同	五
道路の位置の指定	五
右 同	六

正 誤	六
平成十八年九月十五日及び平成十九年一月十日定例公告中(農村整備課)	六

一条第一項第七号イ(2)を「第一条の四第一項第七号イ(2)」に改める。
第八条第二項中「五十日」を「四十日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ガラタウン・アオモリウエストモールA・B棟

青森市三好二丁目三の一九外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

共同不動産管理株式会社

青森市中央二丁目九の八

代表取締役 中島龍成

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ弘前店

弘前市大字高田五丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社ナリタ商会

弘前市大字豊田三丁目一の八

代表取締役 成田忠逸

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び弘前市役所

2 期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 青森県知事 三 村 申 吾
 県庁生協金沢店

青森市大字浪館字泉川二〇の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目の一

理事長 井筒智義

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンデーむつ中央店

むつ市中央二丁目一の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 大湊興業株式会社

むつ市中央二丁目一三の一四
 代表取締役 濱崎正明

2 下北交通株式会社

むつ市金曲二丁目八の一二

代表取締役社長 白濱啓助

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) スーパーふじわら戸山店

青森市大字駒込字蛸沢四八の一八六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社スーパー藤原

青森市栄町二丁目一六の五

代表取締役 藤原のり

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ユニバース大野店

青森市大字大野字笹崎六八外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十九年十一月二十八日から同年十二月二十八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

地籍調査の成果の認証

八戸市が行つた次の地域に係る地籍調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
八戸市	白銀町	雷 中平

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社野呂電気商会

二 代表者の氏名 野呂 賢一

三 主たる営業所の所在地 五所川原市金木町朝日山二六四の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一六一三号

五 取消年月日 平成十九年十一月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十九年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森南部土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年十一月二十八日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員別	氏名	住 所	就任の年月日
理事	木村 誠蔵	青森市大字荒川字筒井二六二の一	平成一九・二・六
監事	鈴木 伸一	〃 〃 〃 一四	〃

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により弘前市の行う古沢堰地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月二十九日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

土地改良事業施行協議の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により弘前市の行う大堰地区の土地改良事業の施行に係る協議を適当と決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

中南地域県民局長 九 戸 眞 樹

一 縦覧に供する書類

- 1 土地改良事業計画書の写し
- 2 条例の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十一月二十九日から同年十二月二十七日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所

西北地域県民局告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

西北地域県民局長 神 豊 勝

位 置	延 長	幅 員	指定年月日

五所川原市大字稲実字
米崎六六の一四及び六
六の二〇

四・〇〇メートル

八・五三メートル
から八・五五メー
トルまで

平成一九・二・六

西北地域県民局告示第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により
次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二
月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、西北地域県民局地域整備部
及び五所川原市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十一月二十八日

西北地域県民局長 神

豊 勝

位 置	五所川原市大字米田字 八ツ橋一八〇の一
延 長	五九・七七メートル
幅 員	六・〇五メートル
指定年月日	平成一九・二・三

正

誤

農 村 整 備 課

発行年月日 発行番号	平成一九・二・一〇 第二七二七号	平成一九・二・一五 第二六八〇号	発行年月日 発行番号	平成一九・二・一〇 第二七二七号	
区分	公告	公告	区分	公告	
ページ	五	四	ページ	五	
段	下	下	段	下	
行	表	表	行	表	
誤		誤		正	
市町村名	八戸市	市町村名	八戸市	市町村名	弘前市
大字名	白銀町の一部	大字名	白銀	大字名	坂元
小字名		小字名	木戸場 沢向 大久保道 寺ノ後 小沼	小字名	山元

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭